

路線バスの運行等に関する協定書

小松島市（以下「甲」という。）と徳島バス株式会社（以下「乙」という。）は、地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、乙が運行する一部路線について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（対象路線）

第2条 本協定の対象となる路線（以下「協定路線」という。）は、平成26年12月17日に締結した路線バスの移譲に関する協定書に基づき平成27年4月1日に甲から乙に移譲した路線とする。

（運行の条件）

第3条 乙は、協定路線について、甲乙協議のうえ別紙で定めるダイヤ・ルート・運賃体系において運行するものとする。

- 2 甲及び乙は、路線バス需要の変遷に対応するため、協定路線の統廃合及びダイヤ・ルート・運賃体系等について、2年を目途にその見直しについて検討するものとする。
- 3 乙は、バス利用者の利便性の確保等公共交通機関の責任を十分に配慮した上で、合理的な理由があり、路線の統廃合及びダイヤ・ルート・運賃体系の変更等を行う必要があると判断した場合は、前項の規定に関わらず、甲と別途協議のうえ、ダイヤ・ルート・運賃体系について変更を行うことができる。

（補助金の交付）

第4条 甲は、乙が本協定に基づく協定路線の運行を実施するにあたり、小松島市乗合バス協定路線運行費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で乙の申請により補助金を交付するものとする。

- 2 交付する補助金は、協定路線を運行した実車走行キロに1キロメートルあたりの単価を乗じた額から、協定路線を運行することにより得られた運送収入を減じた額とする。
- 3 1キロメートルあたりの単価は、国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する地域間幹線系統確保維持補助金の算定における当該年度の地域キロあたり標準経常費用から甲、乙で別に定める金額を減じた額とする。
- 4 前項の甲、乙で別に定めた金額については2年ごとに甲、乙協議の上で見直しを検討するものとする。

（市の施策等の適用）

第5条 協定路線の運行については、市の施策として実施する老人等バス無料優待事業を

適用するものとする。また、乙が独自に行う割引サービス等についても甲、乙協議の上で適用するものとする。

(交通事故等第三者に対する損害賠償責任)

第6条 協定路線の運行に際し、交通事故等が発生した場合には乙の責任において処理するものとし、当該事故等により第三者に損害を与えた場合も、その責任は乙が負うものとする。

(運行の変更及び中止等)

第7条 乙は、大雨、積雪、天災その他事業者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、路線の変更又は運行を中止することができる。ただし、路線の変更又は運行を中止した場合は、速やかに甲に報告するものとし、平常運行の再開が可能となった場合も同様とする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて対象路線の運行状況等について、調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

(利用者への周知)

第8条 乙が協定路線を運行するにあたっては、甲と協同しその運行計画や輸送サービス、運行状況などについて地域住民や利用者への周知に努めるものとする。

(バス停留所の付属設備)

第9条 協定路線の運行に必要なバス停留所標識については、乙が適切に管理するものとする。

2 バス停留所に備え付けてある待合のための屋根・ベンチ等の付属設備(旧小松島市営バスが設置したものに限る。)については、日常の点検等は乙が行うものとし、付属設備の修繕又は撤去の必要が生じた場合は、甲乙協議の上で、その作業を実施するものとする。

3 前項の付属設備の修繕又は撤去に関して費用が発生した場合は、甲が負担するものとする。

(バス停留所付属設備以外の設備)

第10条 前条で規定するもの以外の路線バスの運行に資する設備の設置、改修等については、甲乙協議の上でその作業を実施するものとする。

2 前項に関して費用が発生した場合は、費用の負担について別途協議するものとする。

(協定の解除)

第11条 甲は、次の事項のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

(1) 乙の責任に帰すべき理由によりこの事業の履行の見込みがないと認められたとき。

(2) 乙が本協定の履行にあたり、不正な行為をしたとき。

2 前項に定めるもののほか、甲は運行実績又は情勢の変化等により、この事業の存続が

不可能と判断した場合は、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により甲が本協定を解除する場合は、解除日の1年前までに乙に文書をもって通知するものとする。

4 乙は、この事業の存続が不可能と判断した場合は、解除日の1年前までに甲に文書をもって通知することにより、本協定を解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定については、平成30年4月1日から効力を有するものとし、その期間は平成31年3月31日までの1年間とする。

2 前条の規定若しくは協定期間終了の6カ月前までにその他内容の変更の申し出がない限り、平成31年4月1日以降も1年間単位で継続するものとし、以後もこの例による。

(協定に定めのない事項)

第13条 本協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

甲 小松島市横須町1番1号
小松島市

乙 徳島市出来島本町1丁目25番地
徳島バス株式会社

補助金の算定に係る経費についての合意書

小松島市（以下「甲」という。）と徳島バス株式会社（以下「乙」という。）は平成30年3月1日に締結した路線バスの運行等に関する協定書第4条第3項の規定に基づき、補助金の算定に係る1キロメートルあたりの単価について、次のとおりとすることに合意する。

・1キロメートルあたりの単価の算出方法

国土交通省地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱に規定する地域間幹線系統確保維持補助金の算定における当該年度の四国ブロックのキロ当たり標準経常費用から10円39銭を減じた額とする。

この合意書は平成30年4月1日から有効とする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月1日

甲 小松島市横須町1番1号
小松島市

乙 徳島市出来島本町1丁目25番地
徳島バス株式会社